

□ 衛生センター応募申請及び募集要項に係る質問に対する回答

令和8年7月30日

N o	頁	資料名	項目	質疑内容	回答
1	3	発注仕様	(提出書類) 第 10条 (1) について	第21 条ではなく第22 条の間違いだと思いますが、現在衛生センター運転管理業務委託を受けている受注者が、今回のプロポーザル審査により引き続き受注する事になった場合でも、計画書及び報告書の提出は行うのでしょうか。	現衛生センター運転管理業務委託受注者であっても、業務引継期間に関する計画書及び報告書の提出は必要です。 なお、発注仕様書第10条（提出書類）(1)第21条に定める業務引継ぎ期間に関する提出書類については、第22条（委託業務開始開始前の準備）の誤りでしたので、添付発注仕様書のとおり訂正します。
2	10 11	発注仕様	(委託業務の内容) 第 26 条 (1) カ (オ)、及び(3) ア (オ)・ウ について	(1)し尿処理施設 カ 汚泥処理設備（オ）にある脱水汚泥（し渣含む）の搬出に関すること、および (3)基幹的設備改良工事期間中 ア 前脱水設備（オ）助燃剤搬出に関すること、ウ 焼却設備廃止に伴う仮設コンベアの運転や脱水汚泥（し渣含む）搬出に関することについてですが、 ① 焼却設備廃止直後から必要となる汚泥搬出について、脱水汚泥取出し口の場所・取出しに使用する仮設コンベアの種類や形状・取り出し方・運搬する車両を教えてくださいませんか。 また、車両に汚泥を積むのにかかる時間は、1 回あたりどの位かかる想定でしょうか。 ② 前脱水設備への設備改良工事が終わるまでは、汚泥の取出し口や場所は変わらないでしょうか。 また、変わる場合は、変わる時期・取出し口の形状や場所・取り出し方・車両に汚泥を積むのにかかる時間の想定を教えてくださいませんか。 ③ 改良工事の完了により、前脱水設備を使用して出来る汚泥を取出し・搬出する事になった場合、取出し口の形状や場所・取り出し方・車両に汚泥を積むのにかかる時間の想定を教えてくださいませんか。 ④ 弊社の予測では、1 日 2 回環境センターへ汚泥搬出をするとなると、1 日の勤務時間中、常時 2 ～ 3 名が汚泥搬出の作業に拘束されるため、他の維持管理業務や補修や整備などが出来ずに施設の運転管理に支障が出ると思われます。 また、祝日や運搬車の車検や修理などにより、施設は連続運転しているが脱水汚泥搬出は出来ない日があると考えられます。 その結果、徐々に MLSS は上昇すると思われ、沈殿槽の汚泥界面上昇から二次処理以降への汚泥の流出等が起こる可能性もあり、適切な水処理と運転管理にも影響が出る恐れがあります。 MLSS が上がった場合の対処としては、脱水汚泥を搬出するしかないと考えますが、そうなると 1 日 3 台以上運搬する等の必要性が出てくると考えられます。 以上の事等により、汚泥搬出業務を行うと、衛生センター運転管理業務委託を適正に履行できないと判断しています。 汚泥搬出に関する業務について、発注仕様書の変更等をご検討いただけないでしょうか。	本委託業務期間中に実施する衛生センター基幹的設備改良工事（以下「改良工事」という。）は、性能発注方式（設計施工一括発注方式）を採用していることから、工事受注者が決定しなければ詳細な設計ができないため、工事工程及び設備概要等を回答することができません。 本組合としては、発注仕様書第11条（業務実施体制）に記載の参考人員で脱水汚泥（し渣含む）及び助燃剤の搬出ができるものと想定していますが、実際の運用時に人員が不足するようなことがあれば変更協議の対象とします。 なお、改良工事発注に当たっては、下記の改良工事発注仕様書（案）のとおりに運転管理業務に配慮した負担の少ない工程としています。 【衛生センター基幹的設備改良工事発注仕様書（案） 抜粋】 第4節 脱水汚泥仮設貯留・排出設備工事 本工事期間中のうち、乾燥焼却設備解体撤去から前脱水設備運転開始までの期間に発生する脱水汚泥及びし渣は、本組合の責任及び負担において外部搬出、処理及び処分を行うものとし、仮設の外部搬出設備の電力費についても本組合の負担とする。ただし、受注者は適切な工程を立案し、脱水汚泥及びし渣の外部搬出期間ができるだけ短くなるように計画すること。 外部搬出の作業を施設外で行う計画とする場合、仮設搬出室を設けること。 なお、仮設搬出室は密閉空間とし、搬出車両（天蓋扉付 4t 深ダンプ（全高:2,350mm、全幅:2,100mm、全長:5,370mm））全体を収容した上で、仮設搬出室内で外部搬出等の作業に支障がない広さとする。雨天時の作業においても支障のない構造とし、臭気対策についても受注者の責任及び負担において全て完備すること。 66

N o	頁	資料名	項目	質疑内容	回答
3	10 11	発注仕様書	(委託業務の内容) 第26条(3) ア・イ・エ・オ について	① ア 前脱水設備、イ 活性炭吸着塔の項目にて、「試運転を行なうこと」となっていますが、これは設置業者様またはメーカー様の指導の元で行うという認識でよろしいでしょうか。 ② エ・オ に関して、「仮設及び切り回し運転に関すること」とは、具体的にどのような事でしょうか。 作業内容や工程などを教えていただけますでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②仮設及び切り回し運転とは、改良工事による槽の用途変更並びに容量見直しに伴い、使用しない槽及び設備が生じることから、工事完成までの間の仮設配管及び仮設設備による運転のことを指します。具体的な作業内容及び工程については、改良工事受注者が決定しなければ回答できません。
4	11	発注仕様書	(施設・備品等の貸与) 第27条(4) について	4トンダンプ、乗用草刈機、ラジコン草刈機は、フォークリフト、2トンダンプと同様に、基本的に衛生センターでのみ使用する車両でしょうか。もし、他の施設との共用である場合、故障等の症状・状況によっては原因や責任問題がどこにあるのか特定しづらい可能性も考えられますが、そういった場合への対処はどうなるのでしょうか。	4トンダンプ、2トンダンプ、フォークリフトは、衛生センター専用となり、乗用草刈機、ラジコン草刈機は、他センターとの共用となります。通常使用による故障等の場合は、本組合により修理を行います。明らかな受注者の責めに帰すべき事由による不具合の場合は、受注者において修理することになります。